平成29年太子町要綱第２号

太子町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において使用する用語の意義は、法、施行規則、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）、地域支援事業実施要綱（平成18年６月９日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）及び介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて（平成27年６月５日老発0605第５号厚生労働省老健局長通知）で使用する用語の例による。

（事業の目的）

第３条　総合事業の目的は、次に掲げるところによる。

（１）　 要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受けるもの（以下「居宅要支援被保険者」という。）等に対して、要介護状態等になることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び自立した日常生活の支援を実施することにより、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるように支援すること。

（２）　 高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域の構築や介護予防を推進すること。

（事業の内容）

第４条　町長は、総合事業として、次に掲げるサービス又は事業を実施するものとする。

（１）　 介護予防・生活支援サービス事業（第１号事業）

ア　第１号訪問事業

（ア）　訪問介護相当サービス（指定事業者による旧介護予防訪問介護に相当するサービス）

（イ）　訪問型サービスＢ（有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援）

（ウ）　訪問型サービスＣ（保健・医療の専門職により提供される支援で、３～６か月の短期間で行われるサービス）

（エ）　訪問型サービスＤ（介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援）

イ　第１号通所事業

（ア）　通所介護相当サービス（指定事業者による旧介護予防通所介護に相当するサービス）

（イ）　通所型サービスＢ（有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援）

（ウ）　通所型サービスＣ（保健・医療の専門職により提供される支援で、３～６か月の短期間で行われるサービス）

ウ　介護予防ケアマネジメント（第１号介護予防支援事業）

（ア）　ケアマネジメントＡ（地域包括支援センターによる介護予防支援と同様のケアマネジメント）

（イ）　ケアマネジメントＢ（サービス担当者会議等を省略した、緩和した基準による介護予防ケアマネジメント）

（ウ）　ケアマネジメントＣ（初回のみの介護予防ケアマネジメント）

（２）　 一般介護予防事業

ア　介護予防把握事業

イ　介護予防普及啓発事業

ウ　地域介護予防活動支援事業

（第１号事業の対象者）

第５条　この要綱において第１号事業の対象者とは、次の各号のいずれかに該当する被保険者とする。

（１）　 居宅要支援被保険者

（２）　 第１号被保険者のうち施行規則第140条の62の４第２号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準に定める基本チェックリスト（様式第１号。以下「基本チェックリスト」という。）によって該当すると認められた介護予防・生活支援サービス事業対象者（以下「事業対象者」という。）

（３）　要介護認定による介護給付に係るサービスを受ける前から、総合事業の補助事業のサービスを受けている者のうち、継続的にサービスを受ける要介護者。ただし、町長が必要と認める者に限る。

（一般介護予防事業の対象者）

第６条　一般介護予防事業の対象者は、全ての第１号被保険者及びその支援のための活動に関わる者とする。

（事業対象者要件の確認）

第７条　第１号事業を受けようとする者で、次の各号のいずれかに該当する第１号被保険者は、町もしくは居住地を管轄する地域包括支援センターに基本チェックリストを提出するものとする。

（１）　要介護又は要支援認定を既に受けている者で、かつ、認定の有効期間の満了に当たり、要介護又は要支援認定申請を行わない者

（２）　要介護又は要支援認定を受けていない者のうち、町長が特に必要と認める者

２　前項により提出があったとき、第５条第２号の規定に該当する者であるか確認を行う。

３　前項に規定する事業対象者の要件の確認は、原則本人との面接にて行う。

（事業対象者の手続き）

第８条　前条に規定する要件の確認の結果、事業対象者と認められる者は、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（太子町介護保険条例施行規則に定める様式第22号の２。以下「依頼届出書」という。）に介護保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）を添えて、町長に提出しなければならない。

２　町長は前項の規定により提出があったときは、基本チェックリストの実施結果を確認した上で、被保険者証に第１号介護予防支援を行う地域包括支援センターの名称、事業対象者である旨、基本チェックリスト実施日を記載して返却するものとする。

３　前条第１項第２号に該当し、第１号事業を受けようとする者は、基本チェックリスト実施日から１か月以内に第１項の手続きを行わなければならない。

４　第１項に規定する依頼届出書等の提出は、事業対象者に代わって、該当者に対して介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等が行うことができる。

（事業対象者としての期間の終了）

第９条　次の各号のいずれかに該当する事業対象者は、必要に応じ依頼届出書に被保険者証を添えて、町長に提出しなければならない。

（１） 要介護又は要支援認定申請を行うとき

（２） 自立・回復等により事業対象者でなくなったとき

（３） 前各号に掲げるもののほか、事業対象者に該当しない事由が発生したとき

（第１号事業の実施方法）

第10条　町長は、第１号事業について、町が直接実施するもののほか、次に掲げる方法により実施できるものとする。

（１） 法第115条の45の第１項の規定に基づく指定事業者による実施

（２） 法第115条の47第４項の規定に基づく施行規則第140条の69の規定に適合する者に対する委託による実施

（３） 施行規則第140条の62の３第１項第２号の規定に基づく補助による実施

（一般介護予防事業の実施方法）

第11条　町長は、一般介護予防事業について、町が直接実施するもののほか、次に掲げる方法により実施できるものとする。

（１）　 法第115条の47第４項の規定に基づく施行規則第140条の69の規定に適合する者に対する委託による実施

（２）　 施行規則第140条の62の３第１項第２号の規定に基づく補助による実施

（指定事業者の指定の申請）

第12条　指定事業者の指定を受けようとする者は、法第115条の45の５の規定に基づき、町長に申請しなければならない。

（指定事業者の指定の更新）

第13条　指定の更新を受けようとする指定事業者は、法第115条の45の６の規定に基づき、町長に申請しなければならない。

（指定の有効期間）

第14条　指定事業者の指定の有効期間（法第115条の45の６第１項の厚生労働省令で定める期間をいう。）は、次のとおりとする。

（１）　 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第13条の規定により第１号訪問事業又は第１号通所事業に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者（以下この条において「みなし指定事業者」という。）に係る当該指定事業者の指定の有効期間　３年

（２）　 訪問介護相当サービス及び法第８条第２項に規定する訪問介護を一体的に運営（同一法人が同一建物内において一体的に運営している場合をいう。以下同じ。）している指定事業者（みなし指定事業者を除く。）の指定の有効期間

　　　　当該訪問介護の指定の有効期間

（３）　 通所介護相当サービス及び法第８条第７項に規定する通所介護（法第８条第17項に規定する地域密着型通所介護を含む。以下同じ。）を一体的に運営している指定事業者（みなし指定事業者を除く。）の指定の有効期間　当該通所介護の指定の有効期間

（４）　前各号に掲げる指定事業者以外の指定事業者の指定の有効期間　６年

（指定の基準）

第15条　指定事業者は、次に掲げるサービスに応じて、それぞれ次に掲げる基準に従い事業を行うものとする。

（１）　 訪問介護相当サービス

ア　施行規則第140条の63の６第１号イに規定する基準（以下「旧介護予防サービス基準」という。）のうち旧介護予防訪問介護に係るもの（イに係る事項を除く。）による。

イ　旧介護予防サービス基準第37条第２項中「完結の日から２年間」とあるのは「サービス提供の日（第１号に掲げる計画については当該計画の完了の日、第３号に掲げる記録については当該通知の日）から５年間」とする。

ウ　旧介護予防サービス基準の趣旨及び内容については、町独自基準に係る部分を除き、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年９月17日老企第25号。以下「解釈通知」という。）に定める趣旨及び内容をもって、その趣旨及び内容とする。

（２） 通所介護相当サービス

ア　旧介護予防サービス基準のうち旧介護予防通所介護に係るもの（イに係る事項を除く。）による。

イ　旧介護予防サービス基準第106条第２項中「完結の日から２年間」とあるのは「サービス提供の日（第１号に掲げる計画については当該計画の完了の日、第３号に掲げる記録については当該通知の日）から５年間」とする。

ウ　旧介護予防サービス基準の趣旨及び内容については、町独自基準に係る部分を除き、解釈通知に定める趣旨及び内容をもって、その趣旨及び内容とする。

（第１号訪問事業及び第１号通所事業に要する第１号事業支給費の額）

第16条　第１号訪問事業及び第１号通所事業に要する第１号事業支給費の額は、介護保険法施行規則第140条の63の２第１項第１号に規定する厚生労働大臣が認める基準により算定した費用の額として地域支援事業実施要綱に定める単位数（以下「単位数」という。）に第18条に規定するそれぞれのサービス区分の１単位の単価を乗じて算定するものとする。

（第１号介護予防支援事業に要する第１号事業支給費の額）

第17条　第１号介護予防支援事業に要する第１号事業支給費の額は、単位数に次条に規定するそれぞれのサービス区分の１単位の単位を乗じて算定するものとする。

（１単位の単価）

第18条　第１号事業支給費の額の算定に要するサービス区分の１単位の単価は、次の各号に掲げる額とする。

（１）　 訪問介護相当サービス　10.42円

（２）　 通所介護相当サービス　10.27円

（３）　 介護予防ケアマネジメントＡ　10.42円

（端数整理）

第19条　費用の額を算定した場合において、その額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

（第１号事業支給費の割合）

第20条　第１号事業支給費の支給割合は、次に掲げる割合とする。

（１）　 第１号訪問事業及び第１号通所事業　100分の90

（２）　 第１号介護予防支援事業　100分の100

２　法第59条の２第１項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあっては、前項中の「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

３　法第59条の２第２項に規定する同条第１項に規定する政令で定める額を超える政令で定める額以上の所得を有する者にあっては、第１項中の「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

（第１号事業支給費にかかる支給限度額）

第21条　第１号事業支給費の支給限度額はそれぞれ次に掲げる各号の規定によるものとする。

（１）　 居宅要支援被保険者に係る支給限度額（指定事業者のサービスを利用する場合に限る。）は、法第55条第１項の規定を準用する。

（２）　 事業対象者に係る支給限度額（指定事業者のサービスを利用する場合に限る。）は、要支援１に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額について法第55条第１項の規定により算出した額とする。

（高額介護予防サービス費等相当事業費の支給）

第22条　町長は総合事業において、法第61条に規定する高額介護予防サービス費及び法第61条の２に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給に相当する額（以下「高額介護予防サービス費等相当額」という。）を支給するものとする。

２　前項に掲げる高額介護予防サービス費等相当額の支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当事業に関して必要な事項は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第29条の２の２及び第29条の３の規定を準用する。

（償還給付等の手続）

第23条　第１号事業支給費に係る償還給付及び高額介護予防サービス費等相当事業費の支給に関する手続については、太子町介護保険条例等施行規則（平成12年太子町規則第１号）の保険給付等に関する規定を準用する。

（文書の提出等）

第24条　町長は、第１号事業支給費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給を受ける者又は当該支給に係る第１号事業を担当する者又はこれらの者であった者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をするものとする。

（事務の委託）

第25条　第１号事業のうち、次に掲げる事業に係る法第115条の45の３第５項に規定する審査及び支払に関する事務は、国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第５項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。）に委託することができる。

（１）　 訪問介護相当サービス

（２）　 通所介護相当サービス

（３）　 ケアマネジメントＡ

（その他）

第26条　この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

　この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成29年９月１日から施行する。

　　　附　則

この要綱は、平成29年11月１日から施行する。

　　　附　則

この要綱は、平成30年４月１日から施行する。

　　　附　則

この要綱は、令和元年10月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

　　　附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。